

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【公表番号】特表2020-529477(P2020-529477A)  
 【公表日】令和2年10月8日(2020.10.8)  
 【年通号数】公開・登録公報2020-041  
 【出願番号】特願2020-529104(P2020-529104)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 35/34 (2015.01)  
 A 6 1 K 35/12 (2015.01)  
 A 6 1 K 35/545 (2015.01)  
 A 6 1 P 35/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 35/56 (2015.01)

【F I】

A 6 1 K 35/34  
 A 6 1 K 35/12  
 A 6 1 K 35/545  
 A 6 1 P 35/00  
 A 6 1 K 35/56

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月27日(2021.7.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

がんを治療する、防止する、緩和する、または回復させるための方法における使用のための組成物であって、治療有効量のカルディオスフィア由来細胞(CDC)、及び/またはカルディオスフィアもしくはCDCから取得された治療有効量の細胞外小胞(EV)、  
を含み、

前記組成物は、がんを有するかまたはがんのリスクがある対象への投与に好適であり、前記組成物の投与は、前記がんを治療する、防止する、緩和する、または回復させる、組成物。

【請求項2】

前記EVが、微小胞(MV)、エクソソーム(XO)、またはこれらの組合せ、のうちの一つ以上を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記治療有効量のCDC及び/またはEVが前記対象に全身投与または局所投与される、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記治療有効量のCDC及び/またはEVの前記全身投与が、静脈内注射、腹腔内注射、心臓の右室もしくは左室への注射、または腹腔内注射によるものである、請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記対象におけるがんの治療が、腫瘍重量の低減、腫瘍血管新生の低減、腫瘍の浸潤、転移もしくはこれらの組合せの低減、のうちの一つ以上を含む、請求項1に記載の組成物

。

【請求項 6】

前記治療有効量の C D C 及び / または E V の投与が二回以上の注射によるものである、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記 C D C 及び / または E V が同種であり、前記対象がヒト対象である、請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記 E V が、無血清培地で成長した C D C から単離される、請求項 2 に記載の組成物。

【請求項 9】

がんの治療を必要とする対象における前記がんの治療で使用するための細胞外小胞の製剤であって、前記 E V が、カルディオスフィア、またはカルディオスフィア由来細胞 ( C D C ) から取得される、製剤。

【請求項 10】

前記細胞外小胞が、エクソソーム ( X O )、微小胞 ( M V )、膜粒子、膜小胞、エクソソーム様小胞、エクトソーム、エクトソーム様小胞、またはエキソベシクルである、請求項 9 に記載の製剤。

【請求項 11】

前記対象が哺乳類またはヒトである、請求項 9 または 10 に記載の製剤。

【請求項 12】

前記 E V が、1000 k D a - 10 k D a プロセスを用いて C D C から取得される、請求項 9 ~ 11 のいずれか一項に記載の製剤。

【請求項 13】

前記対象が、前記対象をがんにかかりやすくする一つ以上の遺伝子変異を有し、前記組成物の投与が前記がんを防止する、請求項 1 に記載の組成物。